



R E C O 選 択 約 款

2025 年 2 月 1 日実施

楽天モバイル株式会社

(小売電気事業者登録番号：A0388)

目 次

1 適 用	1
2 対象となるお客さま	1
3 この選択約款の変更	1
4 用 語 の 定 義	1
5 本サービス契約の成立	2
6 本サービスの適用開始日および適用期間	2
7 本サービスの契約種別	2
8 本サービス料金および支払い	3
9 電源構成等の通知	3
10 本サービスの中止等	3
11 本サービスの解約	4
12 そ の 他	4
附 則（実施期日）	5

電気料金その他の供給条件 〔REco 選択約款〕

1 適用

この「楽天でんきBusiness REco 選択約款」(以下「この選択約款」といいます。)は、当社が供給する電気に非化石証書を使用する等の環境価値を付帯することにより、お客さまが使用される電気の一部またはすべてを、再生可能エネルギー由来の電気とすること(実質的に、再生可能エネルギー由来の電気とみなすことを含みます。)、または実質的に二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)を零とすることができる電気料金その他の供給条件を定めたものです。

なお、この選択約款にもとづくREcoサービスは、当社の「楽天でんきBusiness 電気需給約款」(以下「需給約款」といいます。)にもとづく電気の小売供給契約(以下「主契約」といいます。)に付帯するものといたします。ただし、需給約款に定める臨時電力には適用いたしません。

2 対象となるお客さま

この選択約款は、需給約款の適用を受け、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

3 この選択約款の変更

非化石証書に係る約定価格の大幅な変更等の環境価値に係る経済的価値の変更もしくは環境価値取引に係る大幅な事情変更があったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、法令、条例、規則等の改正によりこの選択約款を変更する必要があるときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第548条の4にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、需給約款第2条(本約款の変更)の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の「楽天でんき Business REco 選択約款」によります。

なお、この選択約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付についても、需給約款第2条(本約款の変更)の定めを準用し、お客さまにはこのことについて、あらかじめ承諾していただきます。

4 用語の定義

次の言葉は、この選択約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) REco サービス

本約款にもとづく契約で、「楽天でんき Business」の環境配慮型プランの総称をいい、以下「本サービス」といいます。

(2) 非化石証書

非化石電源が有する環境価値を電気とは分離して取引することを可能にした証書であり、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引市場を介して取引する証書をいいます。

(3) J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入等の取り組みにより生じた二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量もしくは吸収量を、取引できるクレジットとして日本国が認証する制度をいいます。

(4) グリーン電力証書

再生可能エネルギーにより発電された電気の環境価値を、グリーン電力証書発行业者が第三者認証機関（一般財団法人日本品質保証機構）の認証をえて、証書として取引するものをいいます。

(5) 環境価値

非化石証書、J-クレジット制度またはグリーン電力証書により認められた電気以外の非化石価値、ゼロエミッション価値または環境表示価値をいいます。

(6) REco供給比率

本サービスにより提供される環境価値の付帯比率をいい、主契約の使用電力量に占める環境価値の割合をいいます。また、REco供給比率の単位は、1パーセントといたします。

5 本サービス契約の成立

本サービス契約は、お客さまのお申込み対して当社が承諾した日に成立いたします。

6 本サービスの適用開始日および適用期間

(1) 適用開始日

本サービスの適用開始日は、原則として主契約の需給開始日といたします。ただし、すでに当社との需給契約があるお客さまが本サービスの申込みをされた場合の適用開始日は、お客さまの申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。

(2) 適用期間

本サービスの適用期間は、適用開始日から主契約の契約期間満了日までといたします。ただし、本サービスのみを解約される場合の契約期間満了日は、お客さまが本サービス契約の解約を希望された日の直後に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

7 本サービスの契約種別

本サービスの契約種別は、次のとおりといたします。

(1) REcoプラン

当社が供給する電気とあわせて、当社が調達した環境価値をお客さまに提供するプランをいい、お客さまが使用される電気の一部またはすべてを実質的に再生可能エネルギー由来とみなすことができるプランをいいます。なお、環境価値の種別は、当社が任意で定めるものとし、お客さまは指定することができません。

(2) REco100プラン

当社が供給する電気とあわせて、当社が調達した環境価値をお客さまに提供するプランをいい、RE100（企業が自らの事業の使用電力を100パーセント再生可能エネルギーでまかなうことを目指す国際的なイニシアティブをいいます。）に準拠したプランをいいます。なお、環境価値の種別は、当社が任意で定めるものとし、お客さまは指定することができません。

(3) REcoLightプラン

当社が供給する電気とあわせて、当社が調達した環境価値をお客さまに提供するプランをいい、お客さまが使用される電気の一部またはすべてを実質的に二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）零とみなすことができるプランをいいます。なお、環境価値の種別は、当社が任意で定めるものとし、お客さまは指定することができません。

8 本サービス料金および支払い

(1) 本サービスの料金は、主契約のその1月の使用電力量にREco供給比率を乗じてえた使用電力量に、当社が個別に設定したREco加算料金単価を乗じてえた金額といたします。

なお、本サービスの料金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 本サービスの使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げます。

(3) 本サービス料金は、主契約の電気料金とあわせてお支払いいただきます。

9 電源構成等の通知

(1) 当社は、本サービスの提供にともなう電源種別と提供する環境価値の供給計画書を、当社所定のウェブサイトへの掲載、電子メールによるお客さまへの通知等の電磁的方法またはその他当社が適当と判断した方法により、お客さまに通知いたします。

(2) 当社は、本サービスの提供終了後、電源種別と提供した環境価値の実績報告書を、当社所定のウェブサイトへの掲載、電子メールによるお客さまへの通知等の電磁的方法またはその他当社が適当と判断した方法により、お客さまに通知いたします。

10 本サービスの中止等

(1) 当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃のやむをえない事由のほか、市場情勢その他相当の理由により当社が必要と判断した場合には、6(2)の本サービスの適用期間中にかかわらず、本サービスの提供を中止することがあります。

- (2) 上記(1)の場合、当社はお客さまに対し、事前に本サービスの提供を中止する旨および適用終了日を通知するものいたします。なお、本サービスを中止したことによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 上記(1)の場合においても、原則として主契約は継続するものいたします。

11 本サービスの解約

- (1) 本サービス契約の解約を希望する場合には、原則として解約希望日の3月前までに、当社にその旨を書面で通知していただくことにより解約することができます。この場合の解約日は、原則としてお客さま申し出ていただいた解約日が属する月の検針日または計量日の前日といたします。
- (2) 上記(1)の場合においても、原則として主契約は継続するものとし、主契約の契約期間中の電気料金は、主契約に準じて算定いたします。
- (3) 主契約が解約された場合、本サービス契約は自動的に解約されるものいたします。

12 その他

- (1) この選択約款に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによります。
- (2) この選択約款および需給約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は、2025年2月1日から実施いたします。